

2016年12月1日
都 城 市
西日本電信電話(株) 宮崎支店

「災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定」の締結について

都城市(市長:池田 宜永)と西日本電信電話(株)宮崎支店(支店長:朝長 和彦)は、特設公衆電話[※]の事前設置と利用について、協定書を締結し、順次、設置を進めていきます。

※避難住民に対する迅速かつ確実な通信手段の早期提供を図るため、自治体が管理する避難所等へ設置される事前設置型の公衆電話

記

1. 概 要

大規模災害時等による避難所開設時に避難された方々に対し、速やかに通信手段の提供ができるよう、避難所に特設公衆電話回線の事前設置を行ないます。

2. 調印式

日 時 2016年12月2日(金) 13時40分～

場 所 都城市役所 西館4階 秘書広報課前会議室(都城市姫城町6街区21号)

出席者 都城市 市長 池田 宜永
西日本電信電話(株) 宮崎支店 支店長 朝長 和彦

式次第 (1)開会の辞
(2)出席者紹介
(3)協定趣旨説明
(4)協定書締結
(5)挨拶

都城市 市長 池田 宜永
西日本電信電話(株) 宮崎支店 支店長 朝長 和彦

(6)閉会の辞

3. 開始時期

2017年4月1日以降、準備が整い次第

4. 特設公衆電話の設置場所及び回線数

避難場所:29ヶ所、回線数:29回線

※設置場所は、2017年4月1日から運用となる一次避難所が対象

5. 特設公衆電話の開設

開設にあたっては、被災状況等を考慮して都城市と西日本電信電話(株)宮崎支店が協議して決定します。

6. 特設公衆電話の利用方法

特設公衆電話の開設後、避難された方々は、無料をご利用いただけます。

注1:利用開始にあたっては、都城市から西日本電信電話(株)宮崎支店が連絡を受けた後となります。

注2:特設公衆電話は発信専用となります。着信用として利用することはできませんのでご注意ください。

7. その他

西日本電信電話(株)宮崎支店では、引き続き県内各市町村への特設公衆電話事前設置に向けた取組みを進めてまいります。

※ニュースリリースに記載されている内容は、報道発表時のものです。最新の情報と内容が異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。